

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年9月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300050号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年5月25日から平成9年4月15日まで

私は、平成7年5月25日から平成9年4月15日までB市にあったA社に勤務していた。厚生年金保険料が控除された給与明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金記録に係る訂正請求において、被保険者資格要件は、事業所への勤務要件、適用事業所となる要件及び被保険者となる要件について評価を行い、これらの要件の評価結果をもとに、請求期間のうち被保険者である期間又は被保険者資格を満たしていると認められる期間か否かを認定することとなる。

また、被保険者(任意加入を除く。)については、厚生年金保険法第9条(請求期間当時)において「適用事業所に使用される65歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定されており、厚生年金保険の記録訂正を認めるためには、請求期間当時、被保険者であったか、又は被保険者となる要件を満たしていることが必要となる。

請求者は、請求期間の一部において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる給与支給明細書を提出し、当該給与支給明細書に記載された1か月の労働日数の記録により、請求者は、請求期間の一部において事業所への勤務要件及び勤務形態に係る要件を満たしていたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社に係る雇用保険の適用事業所記録は確認できず、同社の登記情報は、事務所が存在していたとするB市において確認できない。

さらに、請求期間当時の電話帳及び東商信用録(株式会社東京商工リサーチが発行する企業

データ一覧)においても、A社の存在が確認できないため、対象となる事業所及び事業主を特定することができない。

これらのことから、上記被保険者資格要件のうち、適用事業所となる要件を満たしていると認めることができず、かつ、請求者が適用事業所に使用される者であることが確認できないため、被保険者となる要件を満たしていると認めることもできない。

このほか、請求者の請求期間における被保険者資格要件について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。